

令和4年度 第1回東海村国民健康保険運営協議会議事録

- 1 日 時 令和4年8月24日(水) 午後1時30分から2時30分まで
- 2 場 所 東海村役場 101・102 会議室
- 3 出席者 公 益 代 表：吉田充宏 会長，宮内加一 委員(会長代理)
保 険 医 代 表：尾形孝 委員 ※佐川委員は欠席
被保険者代表：福地さか江 委員，加納里美 委員
(事務局)
福祉部：佐藤秀昭 部長，保険課：照沼隆行 課長，齋藤規子 課長補佐，小森真衣 係長

4 議題・結果

- ・報告第1号 令和3年度東海村国民健康保険事業特別会計決算について ⇒ **承認**
- ・議案第1号 令和4年度東海村国民健康保険事業特別会計補正予算(案)について ⇒ **承認**

5 会議の概要

(1) 開 会

- ・保険課長進行により開会。

(2) 部長あいさつ

- ・国保運営協議会の委員の皆様には、御多用の中、御出席いただき誠に感謝。また、日頃より東海村国保の運営について、格別なる御高配を賜り改めてお礼申し上げます。
- ・令和4年度第1回目の運営協議会となるが、新たに3名の委員が就任となったため、紹介する。
→ 河野健一前委員に代わり、吉田充宏委員が就任。
関誠一前委員に代わり、宮内加一委員が就任。
井坂愛子前委員に代わり、加納里美委員が就任。
- ・新型コロナウイルスの国内感染者数は累計1,600万人を超え、県内では日によって4,000人を超える。感染状況の終息には程遠い状況である。
- ・ワクチン接種の予約受付については、現在60歳以上の方や18歳以上で基礎疾患のある方、医療従事者等を対象とした4回目接種に向けて滞りなく進めることができ、(8月17日時点で対象者の76.5%が3回目接種済、4回目接種済みは58.0%) ワクチン接種についても、村内9医療機関の協力のもと、順調である。この場を借りてお礼申し上げます。
- ・国民健康保険制度については、持続可能な国保制度と国が求める将来的な保険料水準の統一に向け、今年度から県内すべての市町村の賦課方式が2方式(所得割、均等割)に統一された。3方式から2方式にすると、平等割がなくなる分1人当たりにかかる均等割が高くなり、少人数世帯は安く、子どもが多い多人数世帯等は高くなる傾向があるため、村独自の子育て世帯への支援として、国の施策である未就学児の均等割5割軽減を7歳から18歳まで拡充させ、全世帯向けの支援として基金を取り崩し、税率の抑制を図った。ホームページや広報で事前に周知を図り、納税通知書にも案内チラシを同封したためか、現時点で、被保険者からの意見は、特段寄せられていない。
- ・本日は配布資料に基づき、令和3年度決算及び令和4年度補正予算案について御審議賜りたい。

(3) 会長及び会長代理の選出

- ・国民健康保険法の施行令の規定に基づき、公益代表委員から吉田委員を会長に選出。
- ・宮内委員を会長代理に選出。

(4) 会長あいさつ

- ・サラリーマンであることから、国民健康保険に関わる機会はなかったが、両親と暮らすようになってからは興味を持ち、現在勉強しているところである。
- ・国民健康保険は、国民皆保険の中核を担う大事な事業であると認識している。

- ・高齢化，医療技術の高度化，生活習慣病の増加，更に収納率の低下（滞納者の増加）などがあり，市町村が非常に厳しい財政下におかれていると思っている。
- ・今回，委員という機会をもらったため，住民の健康維持のためにも理解いただけるような努力をしていきたい。

(5) 議事録署名人の選任

- ・東海村国民健康保険規則第7条により，尾形委員と福地委員を議事録署名人に選任。

(6) 議長の選出

- ・東海村国民健康保険規則第4条第4項により，吉田会長を議長に選出。

(7) 議事進行

- ・吉田議長により議事進行。

【報告第1号】令和3年度東海村国民健康保険事業特別会計決算について

- ・事務局より別紙資料のとおり説明。

質疑応答 ※「・」委員，「→」事務局

- ・村は収納率県内上位だが，茨城県の収納率はほかの県と比べてどうなのか。
- （別資料によると）茨城県は全国42位。
- ・一般ドック，脳ドックの補助金があることを周知しているのか。ドックの件数が例年あまり変わらないようだが。
- 毎年3月25日号の広報誌と全戸配布している健康カレンダーにも掲載している。補助金申請期間の周知として，2月10日号の広報誌でもお知らせしている。村で特定健診を受ける場合は無料だが，ドックは自己負担が発生する。ドックを受ける方はもともと例年受けるような方が多いため，件数自体が大きく変わる印象はない。
- ・国保税未収額について，どれくらいあるのか。
- 未収額（納めてもらえなかった金額）については，税務課収納管理室で納付催告等の事務を行っている。
- ・資料p.8にある滞納繰越額について，年々数字が増えているが，何か理由があるのか。
- 税務課において，滞納世帯の調査をした結果，納付見込みが立たず，滞納額について不納欠損という判断をしたものを含めていない。古い年度の滞納分から不納欠損や時効が成立していくため，過年度との滞納世帯数や金額に差があるように見える。もちろん，納付により滞納が解消されたという理由もある。
- ・資料p.4の歳入についてだが，前年度の未収額も，ここに入ってくるのか。
- 歳入科目の「国民健康保険税」のうち，現年度分を除いた額が過年度分であり，そこに未収額分が収入される。そのうちR4年度中に納付されたのは524千円である。

●事務局説明・質疑応答後，議長により【報告第1号】の承認確認あり，一同了承。

【議案第1号】令和4年度東海村国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について

- ・事務局より別紙資料のとおり説明。

質疑応答 ※「・」委員，「→」事務局

- ・職員の給料の補正があるが，役場の給料とは別なのか。
- 国民健康保険業務に携わっている職員の給料は，国保会計から支出することになっている。

●事務局説明・質疑応答後，議長により【議案第1号】の承認確認あり，一同了承。

(8) 議事終了

(9) 事務局補足

①広報とうかい令和4年4月25日号掲載の国保賦課方式と税率改正に関する記事について

- ・基金を活用し，税率を抑制していることや，国では多子世帯の子育て支援として0歳～6歳の未就

学児に対するものを、村独自に7歳～18歳までの世代の均等割を半額にしている。

- ・記事には具体例を載せたこともあって、イメージを持ってもらえたようで、更に納税通知が届き、例年と比較して課税額が下がっている方が多かったせいか、被保険者からの問い合わせは少ない。

②広報とうかい令和4年7月25日号掲載のコロナ減免に関する記事について

- ・国保、後期、介護保険については、コロナの影響で減収となった世帯に減免措置がある。
- ・R3年度の減免は12件の申請があった。内11件が減収、1件は本人が罹患して退職してしまったとのこと。10割の減免であり、総額254万円ほど。この分は県から全額補助される。
- ・R4年度は現時点で1件申請を受けている。

③傷病手当金について

- ・コロナ罹患により、仕事を休んだことで減収した被保険者に対し、給料の2/3を支給する。R3年度実績は2件。

(10) 閉 会

- ・保険課長により閉会。

(11) その他質疑応答 ※「・」委員、「→」事務局

- ・滞納の取り立ては県が行っているのか。
- 税務課収納管理室が悪質な案件については県に移管している。
- ・悪質滞納者であっても保険証を交付しているのか。
- 1年間全く納付がない被保険者には「資格者証」を交付し、「国保の資格を持っている」という証明にしかないもので、医療機関では10割請求される。保険証を交付するには、窓口へ来てもらい、10割負担していることを申し出てもらい、医療費の返還事務を行うが、国保税の滞納分に充当してもらおうための事務作業が発生する。支払いができない理由は様々あるため、村としては「このままでは資格者証になってしまう」と事前に通知を出している。弁明書を提出してもらえれば、資格者証ではなく、短期被保険者証を交付するケースもある。

以 上